

Title	東洋學報(第十二卷)
Sub Title	
Author	松本, 信廣(Matsumoto, Nobuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.107(267)- 110(270)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大正十一年度雑誌主要論文 書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

家の不慮の壓迫に屈せず、遂に傲岸なる義満をして膝を屈して和を請はしめし態度を讚し、經濟事情をもつて一切の歴史的事實を説明せんとするマルクス學派を戒しめてゐる。

聖覺を中心としたる親鸞と法然

(二號一八一、三號三六一、四號五六一)

松本彦次郎

聖覺が貴族より出でたる宗教家でありながら新宗教に共鳴し、法然の宗教の集團には加はらざりしも思想上に於て法然の弟子たりしこと、親鸞は、此聖覺及び隆寛の思想の共鳴者なりしことを述べ、鎌倉時代の新宗教興隆の狀勢を描寫して躍如たらしむ。

後淡海宮御宇天皇論 (三號三七五、四號五八三)

喜田貞吉

天智天皇の崩御後壬申の亂を経て天武帝の即位に至るまでの間に元首の存在を認め、大日本史其他之を大友の皇子となすの背理を指適し、天智帝の皇后倭姫王なるべきことを論定し、壬申の亂は後淡海朝廷の臣僚が大海人東宮を排斥せんがため大友皇子を擁せしに原因し、その亂の結果、大友皇子は戰敗れ、後繼者はその間に於ける倭姫王の御在位も認めざるに至つたのであらうと述べてゐる。(松本信廣)

支那古代田制考

(上、一號、中、四號四八二) 橋本増吉

古代田制に關する支那日本歐洲の諸學者の研究を列擧し、之を縱横に批判し、服部博士が徹法の名議をもつて「民田の實際の收穫に就きて徵收するにより名づけて徹と云ふ。」と云へるに對し、博士は殷の助法を以て、「官に於て地に就きて民より斂めて官自ら之を運搬する法」とするのであるからその徵稅行爲に重きを置き、徵收の意義により徹法と命名すべしとせば博士の所謂周代の稅法よりも寧ろ所謂殷代の稅法の方がなほ一層その事實に適應すべきやと思はれる。然るに殷の稅法に助法の名を附し、周に至つて徹法の名を見るに至つた所以は何故であらうかと駁し、又加藤繁氏が、徹に治の意あり、治に科斂の意あるが故に徹にも亦科斂の意あるべし、場所の相違によりて三種の稅法が並び行はれ、その差違特色が人の注意を惹くに及びて周人はその租稅徵收の意に用ひた周の方言を其儘採つて徹法と名づけ、他はその稅法の内容によりて助法及び貢法と名づけたのであるとなすに對し、詩經公劉篇に見ゆる徹は徹法の實施を意味し、孟子の龍子の言に見ゆる治は地を掌理する意と解し得。加藤氏の徹法名儀考はその根據なしと論駁し、其他徹法の名儀に就ての萬斯大の「取其三上下相通且通三乎夏殷之法也」と云ふ說、姚文田の「年々其の收穫を見積り、之に従つて稅高を定める法」といふ說、崔東壁、レッグ等の十夫共同耕作說、袁明善、ホルト等の國中及び郊外に於て貢助二法を通用せし事實を意味すると云ふ說、何れも信賴する能はず

東洋學報 (第十二卷)

書評

と論じ、助法に就いては服部博士が「官に於て地に就きて民より斂めて官自ら之を運搬する法」と云へるを孟子の明文存するに拘らず全然之を顧みざる謬論也として排斥し、加藤氏が貢法の名儀に就て「貢は數歲の中を校するの義で、貢者校也と訓すべきものではあるまいか、即ち貢校二字の音が同じところから貢を校の意に用ひたのではあるまいか」と云ふのに對し、古來貢と校とを音通として同意義に用ひた例を見ないのであるからたゞ同音であるといふだけの理由で他に適當の解釋が存するにも拘らず、之を捨て、顧みざるは如何なものであらうかと疑ひ、又同氏が助法に就て「人情の淳朴な時代に於て始めて行はるべき古代崇拜制度である」と云はれるを、儒教の古代崇拜思想に囚れた議論であるとして否定してゐる。次に耕地分配を受くる丁男の年齢に就ては、廿歳とする加藤氏の意見を捨て、十五歳以上とする服部博士の見解に従ひ、餘夫に就ては加藤氏が孟子の餘夫と周禮の餘夫と區別するを難じて男子丁年に達して未だ娶らざるを餘夫と云ふといふ見

解のみを認め、正夫以外の子弟にして丁年に達し妻を娶り、獨立の一家を營むに足るやうになり猶父兄の家に寄食する者をまた餘夫と云ふとなす加藤氏の所謂周禮の餘夫なる者の存在を否認してゐる。

中篇に於て、更に服部博士が、耕地分配の單位を丁年に達し室を有する正夫とし、同時に正夫必ずしも家を成すを必要とせず、一家に正夫一人以上有るときは各々百畝を得となすを否認し、加藤氏の「周禮に謂ふ所の家は一夫婦の家庭で土地の分配は此の一夫婦の家庭に對して行はれたのである」と云ふ説に同じ、たゞ氏が

小司徒の規定を理想案に過ぎずとされるのに疑ひを狭み、服部博士が定期割換の制度を以て井田法の根本條件であるとするのも難じて加藤氏の定期割換を認めざる駁論に賛し、たゞその論據に使用された文獻が戰國時代以後のものなるゆゑ周初より然りしか論證する能はずと述べてゐる。(未完)

唐代に於ける不動産質に就て (一號八〇)

加 藤 繁

田宅の質入が唐初に於ては許されたりしも後その賣買を許す特殊の場合の外禁止せられしことを述べ、當時田宅の質入後長い歳月を経過しても之を受戻し得る慣習存在した。唐の均田法制定の場合土地の質入を禁じなかつたのも回購の機會が永久に存在したためであらうと述ぶ。

元初に於ける帝室と禪僧との關係 に就いて (下) (一號八九)

岡 下 大 慧

憲宗と海雲の關係、憲宗の朝に起りし道佛の大論争、それに參加した諸僧の傳を述べ、更に世祖と海雲の關係、海宗が世祖の太子に眞金の名を與へしこと、眞金が宋元明時代に行はれた佛典より出でし熟字なることを論じ、更に世祖と子聰の關係、彼が國號制定、新都開築等世祖の政治施設に助言せし所多かりしこと等を述ぶ。

慈覺大師の入唐紀行に就て

(二、一四七、三、二七三)

岡田 正之

大師の巡禮記を引用して會昌廢佛の始末を叙し、その最大原因が道教と佛教の衝突に出でしこと、武宗の即位の年より起り、幾多の曲折を経、五年に至り、その極に達せしことを述べ、次に唐回鶻の關係を叙し、會昌二年の春三四月頃回鶻が天德を犯したることを新唐書等之を傳へ、通鑑考異之を謬りなりとなせるを大師の巡禮記によつて新唐書の確實なることを證し、其他太和公主の歸還、麻尼教の處分等に關し、從來の史傳の足らざるを補ひ、異聞の存することを述べてをる。(未完)

支那の金銀錢に就て (二號二三八)

和田 清

ウヱドロード氏が最近上海縣衙門の附近で發掘された金錢「正德通寶」を明代の通用品なりと主張するを反駁し、金錢が賜與、玩弄、及び厭勝の用に供せられし例を列擧されてゐる。

上代支那に於ける天及び上帝の觀念

(三、二九六)

津田 左右吉

上代支那に於ける天の觀念は人間らしい神として發達せず、漠

書 評

然と生きてゐるものやうに思はれながらも、やはり仰ぎ見られる有形的な天を意味してゐた。かく具體的な性質を持つてゐる所から天はその運行にあらはれてゐる目に見えぬ理法を指し、次いで道徳上の理法そのものとして考へられて來た。之は一方にアニミズムの様な原始的宗教思想が存し、天が生きてゐる精靈の存在する所として考へられてゐる一方政治道徳がずつと發達し兩者が奇異なる形に於て結合したからであり、第二に思索の結果として生じた抽象概念が擬人化せられ、生きてゐるものの如く見られて來たからである。上帝といふ觀念も有形的天からそこに存在する如く考へられた精靈をぬき出していつてゐるだけのことで、人間的形を附與されても其れば知識階級の間に發達した上帝の觀念を人間としていひあらはしたに過ぎないもの即ち概念の擬人化である。物語のやうなものに上帝が人間らしく取扱はれてゐるが之は物語の性質として自然に生ずる傾向である云々。(本篇に對する批評としては三田文學大正十一年十二月號所載拙稿「支那宗教の原始的形態」参照)

元代の地名開元の沿革 (三號三一八)

池田 宏

同地名が金末に今の間島附近を呼ぶ名として蒲鮮万奴によつて與へられ、後蒙古が、今の農安に二つの官衙を置くに及び、その一つが開元の万戸府と名付けられ、次いで今の三姓を中心とする地方が一個の行政區劃となるに及び、農の開元万戸府が三姓附

近に徒され、開元路の起原となりしことを述ぶ。

高麗顯宗の即位に關する高麗史の

曲筆を論ず (三號三四〇)

荻山秀雄

穆宗の弑逆、顯宗の即位をもつて新羅派の陰謀に出づるとなし、最初金致陽の非望を抑制せんとして穆宗に與したる新羅派が中途翹つて王位の篡奪者たらんとし、大兵に將として開京に近づきつゝある王黨の康兆を味方に引入れ、遂に奇功を奏し顯宗を即位せしめ、然も穆宗弑逆の罪は全く康兆に歸せられ、事實は曲げて正史に記載せられし經緯を述ぶ。

胡床につきて (四號四二九) 藤田豊八

古代支那に於ては皆な平坐で、それには足底を地若くは席に著け、その尻を下し、その膝を立てる蹲踞、同じく兩脚を前に伸ばす箕踞、兩膝を地若くは席に著け、尻を上げ、體を聳かす跪若くは跽、日本人の様に膝を席に著け、上腿と下腿と相接しむる坐即ち尻などの種類があり、坐臥の家具としては牀、榻があつたが、魏晉以後胡床が塞外の遊牧民の手を経て支那に輸入せられた。胡床は後の交椅即ち摺疊式の椅子であり、軍陣旅行等に使用せられ、その坐法は脚を垂れて坐する椅式のものであつた。普通の椅子及び眩懸椅子の支那に入るに先だつて此の *quilt* 形の椅子が入つたのは、それが運搬に便に且つ脚を屈する必要がなく、騎馬の習慣ある塞外遊牧民族に恰好な坐具であつたからであらう。

唐宋櫃坊考 (四號四五六) 加藤 繁

櫃坊は特別に堅牢な櫃を造つて人の財物を保管する營業者であり、之に保管料を出して錢貨や金銀などを預入れることを儲櫃と云つた。寄附舖は櫃坊の別名なるべく、櫃坊は又預金者の小切、即ち帖を受附けて通貨に引換へる業務を取扱つた。唐宋時代に於てはまだ今日の銀行をもつて目するに足るもの起らず唯銀行業の要素をなす三四の業務が數種の商人により分擔されるのであつた。即ちその中の管理預金は櫃坊によつて營業されてゐたのである。(松本信廣)

支那學 (第二卷五號より第三卷三號に至る)

支那古代祭戸の風俗に就きて

(二卷五號一頁及び二卷九號六六七)

狩野直喜

人死して葬已に了り、神として之を祭る場合、象神者即ち尸を立て、祭の席に招き飲食せしむる風俗を論じ、象神者たる尸と屍としての尸と全く同一物であり、最初死者の形體即ち尸に飲食を具へて祭り、形體已に葬られし後は、其魂の馮る者として衣服容貌聲音等の死者に類似したる者を選びて之を祭の主體たる尸としたるにて、重と主を立て、祭る風は此祭戸の俗より遅れて發生したるならんと云ひ、尸は宗廟の祭のみならず天地社稷等亦之を立